大阪府教育庁教職員室広告事業要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、大阪府広告事業要綱（以下「要綱」という。）及び大阪府広告事業掲載基準（以下「掲載基準」という。）に定めるもののほか、大阪府教育庁教職員室における広告等の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

（募集方法等）

第2条　広告の募集方法、予定価格及び選定方法等は、別に定めるものとする。

（広告事業の範囲）

第3条　次のいずれかに該当する広告等は掲載できない。

　（１）要綱第3条及び掲載基準を逸脱するもの

　（２）大阪府教育庁教職員室の業務運営に支障をきたすものと大阪府教育庁教職員室

教職員企画課長（以下、「教職員企画課長」という。）が判断したもの

　（３）その他、教職員企画課長が不適当と認めたもの

（審査機関）

第4条　広告等の掲載の可否を審査するため、大阪府教育庁教職員室広告掲載審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

２　審査委員会の委員は教職員企画課長、教職員企画課総括課長補佐、教職員人事課総括課長補佐及び教育総務企画課総括課長補佐をもって充てる。

３　審査委員会の委員長は教職員企画課長をもって充てる。

（会議）

第5条　審査委員会は、広告等の掲載の可否について疑義が生じたとき及び委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

２　審査委員会の会議は、委員長がその議長となる。

３　審査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことが出来ない。

４　審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

５　委員長は、必要があると認めたときは、審査委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第６条　審査委員会の庶務は、大阪府教育庁教職員室教職員企画課において処理する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、広告等の掲載に関し必要な事項は、教職員企画課長が定める。

附　則

　この要綱は、令和2年1月1日から施行する。